

平成22年度社会福祉法人千曲市社会福祉協議会事業計画

《目 標》

人づくり、幸せづくり、共に支えあえる地域づくり

急速な少子高齢化に伴う人口減少社会の到来など、昨今の社会経済環境の変化に伴い、地域社会や家庭・家族のあり様が大きく変容してきています。無縁社会と呼ばれるように、孤独死の広がりや地域に暮らす人びとの関係の希薄化、高齢者世帯の増加、核家族化の進行、失業問題、ニートといった、これまでの福祉制度や公的な福祉サービスだけでは対応できない福祉問題・生活課題も増加し、住民相互の支えあう体制づくりが急務になっています。

社会福祉協議会の使命は、「住民が安心して暮らすことができる地域づくり」であり、地域生活の中から生じてくる地域住民の福祉ニーズを把握し、福祉課題に対して主体的に取組み解決するために「地域福祉活動計画」の策定を行政やさまざまな団体と連携しながら進めていきます。

また、現在、公の施設の管理経営に係る「指定管理者制度」により、当協議会が受託する老人福祉センターや児童センター(館)、デイサービスセンター等の各種福祉施設については、本年度末まで担当しますが、引続き指定管理者として指定されるよう、一層市民皆様に親しまれる管理経営に努めてまいります。

さらに、社会福祉協議会を取り巻くさまざまな情勢の変化に対応するため、昨年度策定した千曲市社会福祉協議会強化計画「アクションプラン」を推進するとともに、組織の見直しや職員の意識改革を図り、地域福祉を推進する中核的な団体として市民皆様の負託に応えられるよう努めてまいります。

今後も、日頃の活動の評価や課題等を踏まえ、福祉ニーズを点検しながら、支部社協をはじめ当事者、ボランティア、NPO、介護サービス事業者、関係機関・団体と連携・協働し「ともに支え合う地域づくり」を目指し、誰もが安全・安心して暮らせる優しさあふれる福祉のまちづくりを推進してまいります。

重点目標

1. 地域福祉活動計画の策定
2. 指定管理受託施設の適正な管理経営及び次期指定への対応
3. 小地域ネットワーク活動の推進
4. 社協強化計画「アクションプラン」の推進
5. 支部社協活動の充実強化
6. 介護保険事業の安定経営とサービスの質の向上
7. ボランティア・市民活動の推進強化
8. 日常生活自立支援事業・総合相談窓口の充実

主要事業

<p>1. 社協運営事業</p>	<p>地域福祉サービスの企画と立案及び実施に向け、組織体制や運営体制の整備と、中核的社協としての情報発信を行います。</p> <p>(1) 理事会・評議員会・部会等の開催</p> <p>(2) 会員組織の強化 会員募集の拡大と会費徴収の充実を図ります。</p> <p>(3) 広報・情報の提供 広報誌「社協だより」を発行し、全戸配布するとともに、ホームページを充実させ社協の事業の周知を図ります。</p> <p>(4) 役職員研修会の開催 役員研修並びに職員の資質の向上を図るため経営戦略研修、クレーム対応研修、メンタルヘルス研修等を開催します。</p> <p>(5) 支部組織、活動の支援 支部社協活動を推進、支援します。また、支部社協の連携を密にしていくことを目的に社協支部長・事務担当者会議等を開催します。</p> <p>(6) 苦情解決事業 本会の福祉サービス及び事業に対する要望や意見等の解決のための体制を整え、住民サービスの適正化に努めます。(第三者委員)</p> <p>(7) 各種基金等の運用 地域福祉振興基金、財政調整資金積立金、介護保険施設等整備積立金の各基金等の適正な資金運用を図り、地域福祉事業等それぞれの活動資金や法人の運営のために資金の安定確保を図ります。</p> <p>(8) 社協強化計画（アクションプラン）の推進 ㊦ 地域福祉を推進する中核的な団体として、組織の見直しや職員の意識改革など、社会福祉協議会の発展強化の推進を図ります。(初年度)</p>
<p>2. 地域福祉推進事業</p>	<p>地域住民、各種団体、施設等との協働による個別的あるいは全体的な福祉課題解決を図る取り組みを進めます。</p> <p>また、小地域に根ざした新たな地域福祉サービスや活動プログラムを開発します。</p> <p>(1) 小地域ネットワーク活動の推進 ご近所同士の支え合い活動（声かけ、見守り）の推進を図ります。 また、地震や水害など、有事の際には、隣近所の助け合いが一番重要であることから、援護を必要とする皆さんの日頃の見守りや災害時における避難支援を行う体制づくりを関係機関・団体と連携し、支援していきます。</p> <p>(2) ボランティアセンター運営機能の充実 ボランティア活動、市民活動に関する相談、登録、調整、紹介、情報提供及び啓発をし、市民のボランティア活動の推進を図ります。</p> <p>(3) ふれあい広場の開催 誰もがいきいきと安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指し、10月24日（日）戸倉総合体育館で開催します。</p> <p>(4) 家族介護者交流事業 家庭介護者の介護を支援するため介護者等が一堂に会し、交流することで、日頃の介護の疲れ等を癒し、心身のリフレッシュを図ります。</p> <p>(5) 希望の旅事業 重度の身体障害者、知的障害者とその介護者にレクリエーションや交流することを目的に開催します。</p> <p>(6) 福祉教育の推進 成長段階に応じた福祉体験の機会を、学校と協働して作ります。また、職場や地域などさまざまな場所で、福祉活動に触れ、学ぶ機会を用意します。</p> <p>(7) 心配ごと相談・法律相談事業 誰にも相談できないこと、困りごと等を気軽に相談できる、身近な相談窓口を開設します。</p>

	<p>また、多様な相談に対応するため、司法書士による無料法律相談を月2回開催します。</p> <p>(8) 結婚相談事業 イベント・講座を開催し、結婚を望む男女のスキルアップを図るとともに結婚を自らの問題としてとらえる登録者を増やし、登録者と相談員相互との緊密な連携により縁結びを図ります。</p> <p>(9) ふれあいいきいきサロン活動支援 高齢者の交流の場、認知症予防、生きがいづくり、異世代交流の場、子育て支援等を目的に各地域のサロンの立ち上げや活動を支援します。</p> <p>(10) 地域福祉活動計画の策定 千曲市の「地域福祉計画」と連携・協働し、地域住民の立場から地域福祉活動を推進するために、多様な民間組織や関係機関との協力をはじめ住民参加の「福祉のまちづくり」を推進するために「地域福祉活動計画」を策定します。</p>
<p>3. 在宅福祉サービス事業</p>	<p>誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける福祉環境を整備するため、受託事業の実施に併せて、社協の独自性・柔軟性を発揮し利用者の立場に立ったサービスを実施します。</p> <p>(1) 軽度生活援助事業・生活管理指導員派遣事業 日常生活や介護等に関する相談や助言が必要な高齢者世帯、軽易な日常生活上の援助が必要なひとり暮らし高齢者等を対象に生活改善指導を行うことにより自立につながり、在宅での生活が自らできるよう支援していきます。</p> <p>(2) 生きがいデイサービス事業 家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者に対し、社会的孤独感の解消や生きがいを持って健康で明るい生活が送れるように、白鳥園などの既存施設において、介護予防を目的とした生きがい対応型のデイサービスを提供します。</p> <p>(3) 安心コール事業 ひとり暮らし高齢者等の孤独感の解消を図り、健康な生活を確保するために、定期的に電話によるコミュニケーションをとります。</p> <p>(4) 日常生活自立支援事業 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方が地域で安心して自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行います。</p> <p>(5) 金銭管理・財産保全サービス事業 高齢者や身体障害者等、身体上の理由により日常生活において自らの財産管理や保全が困難な方に対し、地域で安心して自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行います。</p> <p>(6) 移送自動車・車椅子貸与事業 要介護者等の便宜を図るための事業 外出支援及び社会参加の促進。</p> <p>(7) ひとり暮らし高齢者等孤独感解消のための交流会 ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消と交流を兼ねての昼食会開催を支援します。</p> <p>(8) 千曲市地域包括支援センターランチの運営 高齢者及びその家族の人格を尊重し、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう支援を行います。 総合相談・支援事業</p>
<p>4. 居宅サービス事業</p>	<p>介護保険事業者、障害者自立支援法のサービス提供事業者として、利用者本意の充実したサービスの提供を常に心がけ、利用者が地域で自立して生活できるよう支援していきます。</p> <p>平成22年度からは、訪問介護事業所及び居宅介護支援事業所の同一業種の事業統一をし、効率的な運営と職員の資質向上に努めます。</p>

	<p>(1) 居宅介護支援事業 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が居宅要介護者の依頼を受けて、指定居宅サービス等適切な利用ができるよう「居宅サービス計画」を作成するとともに、計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整など便宜の提供を行い、介護老人福祉施設等への入所する場合には、施設等への紹介など便宜の提供を行います。</p> <p>(2) 訪問介護事業 訪問介護事業所のホームヘルパー等が要介護者の居宅で入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話などのサービスを提供します。</p> <p>(3) 訪問入浴事業 移動入浴車で家庭を訪問し、要介護者の居宅で簡易浴槽による入浴サービスを提供します。</p> <p>(4) 通所介護事業 デイサービスセンターで入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練などのサービスを提供します。</p> <p>(5) 短期入所生活介護事業 戸倉短期入所事業所において、要介護者に短期間入所を提供し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練などの世話をを行います。</p> <p>(6) 介護予防訪問介護事業 介護予防を目的として、訪問介護事業所のホームヘルパー等が要介護者の居宅で入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話などのサービスを提供します。</p> <p>(7) 介護予防訪問入浴事業 介護予防を目的として、移動入浴車で家庭を訪問し、要介護者の居宅で簡易浴槽による入浴サービスを提供します。</p> <p>(8) 介護予防通所介護事業 介護予防を目的として、デイサービスセンターで入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練などのサービスを提供します。</p> <p>(9) 介護予防短期入所生活介護事業 介護予防を目的として、戸倉短期入所事業所において、要介護者に短期間入所を提供し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練などの世話をを行います。</p> <p>(10) 認知症対応型通所介護事業、介護予防認知症対応型通所介護事業（地域密着型） 認知症の居宅要介護者（要支援者）に、戸上デイサービスセンターで入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話（支援）、機能訓練などのサービスを提供します。</p> <p>(11) 障害者居宅介護事業（自立支援事業） 訪問介護事業所のホームヘルパー等が、障害者等に、居宅において入浴、排せつ、食事の介護等の便宜の供与を行う居宅介護サービスを提供します。</p>
<p>5. 共同募金助成金事業</p>	<p>共同募金会からの配分金を次の事業に助成等します。</p> <p>(1) 老人福祉活動 老人クラブ連合会活動助成、ふれあい訪問事業などを実施します。 支部社会福祉協議会が実施するひとり暮らし高齢者の集い、昼食会などに対して助成します。</p> <p>(2) 障害児・者福祉活動 身体障害者福祉協会、知的障害者育成会等の福祉団体の活動に対して助成します。</p> <p>(3) 児童・青少年福祉活動 福祉教育・福祉体験事業、子育て支援事業など学校や児童館、地域で行われている事業に対して助成します。</p>

	<p>(4) 福祉育成・援助活動 機関紙「社協だより」の発行、ふれあいいきいきサロンなどのボランティアグループ及び福祉団体による福祉活動に対して助成します。 支部社会福祉協議会が実施する在宅介護者の集い等の開催に助成します。</p>
6. 福祉団体への支援、協力	<p>当事者団体の抱える問題は、地域での福祉課題のひとつにもなっています。当事者団体自らが社会へ問題提起できる土台づくりと、当事者団体事業への協力を行います。</p>
7. 募金活動への協力	<p>地域福祉の推進と福祉コミュニティ形成は、赤い羽根共同募金運動がその一役を担う活動として重要であるため、積極的にこの運動を支援していきます。</p>
8. 経済的支援事業	<p>低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯、離職者世帯に対し、生活の安定と自立更生を目的とし、資金の貸付を行います。 また、一時的な生活困窮者に対し、小口の資金を貸付をします。善意銀行では、火災や水害等の被災者に対し見舞金の給付や、預託物品の払い出し等を行います。</p> <p>(1) 生活福祉資金 低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯、離職者世帯に対し、生活の安定と自立更生を目的とし、資金の貸付をします。</p> <p>(2) 助けあい資金 一時的な生活困窮者に対し、小口の資金を無利子で貸付をします。</p> <p>(3) 善意銀行の給付事業 火災や水害等の被災者に対し見舞金の給付や、預託物品の払い出し等を行います。</p>
9. 指定管理受託施設経営事業	<p>千曲市から指定管理者の指定を受けて、高齢者や児童等の福祉増進のため、適正な管理経営を行います。 公の施設の管理経営に係る「指定管理者制度」により、本年度末まで、老人福祉センターや児童センター（館）、デイサービスセンター等の施設を担当します。 また、次期指定に向けての対応を強化していきます。</p> <p>(1) 老人福祉センター管理経営 地域福祉活動の推進と高齢者の生きがい健康づくりの推進を図るため老人福祉センター3箇所の管理経営を行います。</p> <p>(2) 健康プラザ管理経営 地域福祉活動の推進と高齢者の生きがい健康づくりの推進を図るため健康プラザの管理経営を行います。</p> <p>(3) 児童センター（館）管理経営 児童の健全育成の推進、子育て支援を目的に地域住民の交流の場として安心して利用できるよう児童センター（館）9箇所の管理経営を行います。</p> <p>(4) 老人コミュニティセンター管理経営 児童館（戸倉、更級、五加）併設のため併せて管理経営を行います。</p> <p>(5) 精神障害者通所授産施設「チューリップの家」管理経営 社会経済活動への参加の促進を目標に、生産活動の機会の提供や就労支援を行うためチューリップの家の管理経営を行います。</p> <p>(6) 戸倉地域福祉センター管理経営 地域福祉の拠点として適切な施設管理を行います。</p> <p>(7) 更埴デイサービスセンター管理経営 通所介護事業を行うとともに地域福祉の拠点として適切な施設管理を行います。</p> <p>(8) 稲荷山デイサービスセンター管理経営 通所介護事業を行うとともに地域福祉の拠点として適切な施設管理を行います。（大田原、八幡サテライトの管理経営を含む）</p>